

令和2年度（第37期）事業計画書

（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

1. 事業の概要

本協会は社員相互の協力により、公共嘱託登記制度の拡充を推進し、公共事業が円滑迅速に実現されることを目的として協会を運営しなければなりません。そのために日ごろから専門能力の向上を図り、官公署から信頼を受けて業務を受託する体制を構築することに努力することが必要です。そして我々土地家屋調査士の使命である不動産に係る国民の権利の明確化に寄与していきたいと思えます。

そのために従来からの目標である地図作成に関する事業により一層参画していくことや、新規業務の受託に向けて研究を行って業務拡大を目指します。

2. 総務部の所轄事項

- （1） 協会の事務処理に関し、定款、規則及び規程を遵守する。
- （2） 協会事務所維持を適切に行う。

3. 業務部の所轄事項

- （1） 令和2年度の事業受託高予算を2億5千万円とする。
- （2） 不動産登記法第14条第1項の地図作成・国土調査等の地籍整備事業に積極的に関与していく。
- （3） 自主事業に関して、官公署の未登記建物の表題登記等を積極的に推進する。
- （4） 新規業務開発活動を積極的に推進する。
- （5） 他協会や関連団体等との交流により、情報交換・資料収集に努め、業務開発・業務処理にあたり、有効なものについては積極的に取り入れていく。
- （6） 未契約の官公署に対し積極的に啓発活動を行う。
- （7） 一般市民、官公署職員及び本協会社員を対象とした研修会を開催し、社員のスキルアップに努める。
- （8） 成果の検査体制を含め、業務管理システムの運用に努める。
- （9） オンライン登記申請の利用促進を図る。

4. 経理部の所轄事項

- （1） 公益社団法人会計基準に則した財務処理を行う。
公認会計士の指導による財務処理を行う。